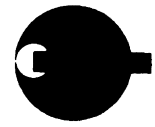


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

○換地処分をした旨の届出(耕地課)	一	○特定調達契約に係る落札者の公表(管財課)	三
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	一	○県営水道公告	三
○市街化調整区域における容積率等の変更(建築課)	一	○特定調達契約に係る落札者の公表	三
○土地の区域の指定(建築課)	一	○右同	四
○土地の区域及び建築物の用途の指定(建築課)	一	○右同	四
○奈良県労働委員会候補者の推薦(雇用労政課)	二	○右同	四
○開発行為に関する工事の完了(建築課)	三	○奈良県労働委員会労働委員候補者の推薦に係る労働組合資格審査の申請	四
		○労働委員会公告	四

告示

奈良県告示第百八十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、高取町から次の地域について換地処分をした旨、届出があった。

平成十九年九月四日

地域 土地改良総合整備事業 佐田地区

奈良県知事 荒井正吾

奈良県告示第百八十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、御所市から大和都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。
平成十九年九月四日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県告示第百八十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第百零二号)第五十一条第六号、第五十二条第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄の五の項の規定に基づき、大和都市計画区域(桜井市及び香芝市の区域に限る。)のうち用途地域の指定のない区域の一部における容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さに係る数値を定め、平成十九年九月四日から施行する。
なお、区域の区分及び制限の数値に係る図書は、奈良県土木部建築課及び当該市町の区域を所管する土木事務所並びに当該市町の関係課において縦覧に供する。
平成十九年九月四日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県告示第百九十号

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例(平成十六年十二月奈良県条例第十

九号)第二条第一項の規定により、土地の区域を次のとおり指定した。
なお、関係書類を、奈良県土木部建築課及び当該市町村の区域を所管する土木事務所並びに当該市町村の関係課において縦覧に供する。
平成十九年九月四日

奈良県知事 荒井正吾

市町村	土地の区域
香芝市	高の一部及び上中の一部。ただし、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則(平成十六年十二月奈良規則第二十三号。以下「規則」という。)第二条第四号に掲げるものを除く。
葛城市	竹内の一部。ただし、規則第二条第四号に掲げるものを除く。

奈良県告示第百九十一号

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例(平成十六年十二月奈良県条例第九号)第二条第一項及び第四条第一項第一号の規定により、土地の区域及び建築物の用途を次のとおり指定した。
なお、関係書類を、奈良県土木部建築課及び当該市町村の区域を所管する土木事務所並びに当該市町村の関係課において縦覧に供する。
平成十九年九月四日

奈良県知事 荒井正吾

市町村	土地の区域	建築物の用途の指定に係る土地の区域	建築物の用途
桜井市	大字巻野内の一部。ただし、都市計画法に基づ	大字巻野内の一部。ただし、規則第三条第四	規則第六条第一号に掲げる建築物の用途。同条第

	<p>づく開発許可の基準に 関する条例施行規則（ 平成十六年十二月奈良 県規則第二十三号、以 下「規則」という。） 第二条第四号に掲げる ものを除く。</p>
<p>三号に掲げる建築物の用 途で床面積の合計が三〇 〇平方メートル以内のも の、同条第四号に掲げる 建築物の用途で床面積の 合計が三〇〇平方メー トル以内のもの（作業場の 床面積の合計が一五〇平 方メートル以内のものに 限る。）並びに同条第五 号に掲げる建築物のうち 平成十四年総務省告示第 百三十九号（統計調査に 用いる産業分類並びに疾 病、傷害及び死因分類を 定める政令の規定に基づ き、産業に関する分類の 名称及び分類表を定める 等の件）に定める日本標 準産業分類に掲げる小分 類〇九九―その他の食料 品製造業のうち細分類〇 九九―めん類製造業の うちめん類製造業、小 分類一三一―製材業・木 製品製造業のうち細分類 一三一―一般製材業、 中分類三―鉄鋼業、中 分類二四―非鉄金属製造 業、中分類二五―金属製</p>	
<p>奈良県労働委員会の委員の任期が平成十九年十月三十一日をもって満了するため、 労働組合法施行令（昭和二十四年政令第百三十一号）第二十一条第一項の規定により、 次のおり使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求めます。 平成十九年九月四日</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p style="text-align: right;">奈良県知事 荒井正吾</p> <p>一 推薦資格のある者</p> <p>1 使用者委員の候補者については、奈良県の区域内のみに組織があり、労働問題を 取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の重要な部分として労働問題を取り扱 う使用者団体</p> <p>2 労働者委員の候補者については、奈良県の区域内のみに組織があり、労働組合法</p>	<p>品製造業、中分類二六― 一般機械器具製造業、中 分類二七―電気機械器具 製造業、中分類二八―情 報通信機械器具製造業、 中分類二九―電子部品・ デバイス製造業、中分類 三〇―輸送用機械器具製 造業及び中分類三一―精 密機械器具製造業を営む 工場の用途で床面積の合 計が三〇〇平方メー トル以内のもの（作業場の床 面積の合計が一五〇平方 メートル以内のものに限 る。）</p>
	<p>（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合すること を奈良県労働委員会に立証し、それを認められた労働組合 二 委員候補者の資格 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがな るまでの者は、委員となる資格がありません。</p> <p>三 推薦期間 平成十九年九月十八日から同年十月十七日まで</p> <p>四 推薦のときに提出する書類</p> <p>1 別記様式による推薦書及び候補者履歴書</p> <p>2 労働組合については、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働 組合であることの奈良県労働委員会の証明書</p> <p>なお、この証明の申請は、本日付け奈良県労働委員会公告に基づいて行ってくだ さい。</p> <p>五 推薦書類の提出先 奈良県商工労働部雇用労政課（〒630-1850-1 奈良市登大路町二〇番地）</p>

別記様式

奈良県知事 殿		年月日
所在地 名称 代表者氏名		④
奈良県労働委員会委員候補者の推薦について		
労働組合法施行令第21条第1項の規定による奈良県労働委員会の委員の候補者の推薦の求めに応じ、奈良県労働委員会の使用者（労働者）を代表する委員の候補者として、下記の者を推薦します。		
記		
氏名	年齢	略歴
使用者委員の候補者については、所属事業所名、役職及び地位、労働者委員の候補者については、所属組合名、役職及び地位		
(黄別)		
(備考) 1 必ず履歴書を添付してください。 2 不明な点があれば、奈良県勞工労働部雇用労働課へ照会してください。		

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
平成十九年九月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十九年五月十四日第八〇一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年八月二十八日第六七八号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年八月二十八日第四三二七号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市尼寺二丁目二八八番地ノ二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市今泉九二番地

株式会社香芝木材センター 代表取締役 松倉昇治

五 公共施設の種類の種類、位置及び区域

道路 香芝市尼寺二丁目二八八番地ノ二の一部
下水道 香芝市尼寺二丁目二八八番地ノ二の一部

一 許可番号

平成十九年六月二十二日第八〇一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年八月二十七日第六七四六号
開発区域に含まれる地域

大和高田市大字神楽二八二番地ノ四、二八二番地ノ六、二八二番地ノ二、二八二番地ノ四、四四六番地ノ二及び四四六番地ノ四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都渋谷区神宮前二丁目二番一六号

スターバックスコピービシヤパン株式会社 代表取締役 マリア・メルセナス・エム・コレレス

一 許可番号

平成十九年七月二十日第八〇一五〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年八月二十八日第六七四七号

三 開発区域に含まれる地域

大和高田市大字野口三〇七番地ノ六の一部及び三〇七番地ノ七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市大字野口三五番地ノ二

石田祥久
石田真理

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成19年9月4日

奈良県知事 荒井正吾

1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量

奈良県庁舎で使用する電気

予定使用電力量 6,424,000キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部署等の名称及び所在地

奈良県総務部管財課

奈良市登大路町30番地

3 落札者を選定した日

平成19年8月10日

4 落札者の氏名及び住所

エネカーブ株式会社

滋賀県大津市月輪2丁目19番6号

5 落札金額

88,507,482円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札による。

7 競争入札の公告を行った日

平成19年6月26日

県営水道公告

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成19年9月4日

奈良県知事 荒井正吾

1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
奈良県御所浄水場で使用する電気の調達
予定使用電力量 9,359,000キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地
奈良県水道局総務課
奈良市大森町57-12

3 落札者を決定した日 平成19年8月10日

4 落札者の氏名及び住所
関西電力株式会社
大阪府北區中之島3丁目6番16号

5 落札金額 106,554,000円

6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札による。

7 競争入札の公告を行った日 平成19年6月26日

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。
平成19年9月4日

奈良県知事 荒井正吾

7 競争入札の公告を行った日 平成19年6月29日

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。
平成19年9月4日

奈良県知事 荒井正吾

1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
桜井浄水場生物接触ろ過施設建設工事(分類製作2)

2 契約に係る事務を担当する部課等の名称及び所在地
奈良県水道局総務課
奈良市大森町57-12

3 落札者を決定した日 平成19年8月10日

4 落札者の氏名及び住所
株式会社森田興工所 大阪営業所
大阪府中央区本町4丁目6番10号

5 落札金額 115,500,000円

6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札による。

7 競争入札の公告を行った日 平成19年6月29日

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。
平成19年9月4日

奈良県知事 荒井正吾

労働委員会公告

大阪府浪速区難津東1丁目2番47号
5 落札金額 53,970,000円
6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札による。

7 競争入札の公告を行った日 平成19年6月29日

奈良労働委員会
会長 佐藤公一

奈良労働委員会の任期満了(平成十九年十二月三十一日)に伴う次期労働委員候補者の推薦に関し、労働組合が労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条及び第五条第二項の規定に適合するこの証明の申請については、当委員会定めた申請書に必要な資料を添付し、次により当委員会に提出してください。
平成十九年九月四日

証明の申請期限 平成十九年十月九日(火曜日)
申請書類の提出先 〒630-8131 奈良市大森町五七-11 奈良労働委員会事務局
電話 〇七四二二五〇七七一(内線三五四、二五五)

発行 奈良県 印刷 株式会社春日

奈良市登大路町三〇 電話 〇五四二二二一〇〇
奈良市三条栄町九一八 電話 〇七四二二五〇七七一

本誌は再生紙を使用しています。

【発 行】 一 分 三 十 五 五 五 五 一 部 票 一 枚 二 〇 九 四 十 六 五 五 (共 計) 料 率 別